

10月は 飼い主マナー向上推進月間です

▶ 飼い主のみなさん“ふん置きっぱなし”大迷惑です

一年を通じて、“ふん置きっぱなし”の苦情が多く寄せられます。他人の家の前や空き地・道路・公園などで飼い犬が“ふん”をした場合は、放置しないで必ずお持ち帰りください。猫は専用のトイレを用意し、決まった場所でさせましょう。袋やスコップを持っている“だけ”では意味がありません。

▶ 犬は必ずつないで飼いましょう。散歩中もリードをつけて！

犬の放し飼いは県条例で禁止されています。動物が苦手な人に恐怖心を与えてしまったり、咬みつき事故を起こしたり、さらには迷子や交通事故にあう危険性もあります。「うちは大丈夫」と思っている方、犬には人間にはわからない本能があります。必ずつないで飼いましょう。

▶ 動物を捨てることは動物愛護法違反です！

飼い主は、産まれてくる仔犬や仔猫の将来にも責任を持たなければいけません。産まれてから困るより、避妊や去勢をお願いします。もし産まれた場合は、責任をもって育てるか、新しい飼い主を探してください。捨てる行為は犯罪です。市では飼い犬・飼い猫の避妊・去勢手術の補助を行っています。

▶ 飼い犬、飼い猫には所有明示を！

飼い犬・飼い猫が迷子になってしまった場合に備え、首輪に鑑札や狂犬病予防注射済票、名札をつけて、身元がわかるようにしましょう。



● ご存知ですか？ ●

平成31年4月より、茨城県動物愛護及び管理に関する条例の一部が改正され、**厳罰化**されました。

	改正前	改正後
措置命令に違反した場合	6ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金	6ヶ月以下の懲役又は 50万円 以下の罰金
立入調査等を拒否した場合	20万円以下の罰金	30万円 以下の罰金
犬のけい留義務に違反した場合	5万円以下の罰金又は科料	30万円 以下の罰金

※けい留義務：飼い犬が脱走し、人などに危害を加えないよう、柵などの囲いの中で飼うこと。

【お問合せ】

犬・猫の相談 茨城県動物指導センター ☎0296-72-1200

犬の登録・狂犬病予防注射 潮来市環境課 ☎63-1111 内線253